

# 特記仕様書

## 1. 総 則

- ・ この特記仕様書は宗像市都市管理部施設整備課（以下、「発注者」という。）が発注する工事の施工に適用し、発注者と受注者との間に締結された工事請負契約書に添付するものである。

## 2. 共 通 事 項

- ・ 福岡県県土整備部発刊の「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」「土木工事検査基準及び土木工事技術管理基準」によるものとする。また、国土交通省及び福岡県県土整備部発刊の書籍を参照すること。

## 3. 提 出 書 類

- ・ 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の様式集に基づいて、速やかに監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によること。

## 4. 工 事 用 地 等

- ・ 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理すること。
- ・ 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については自ら準備し、確保すること。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場等）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- ・ 受注者は、施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めること。
- ・ 工事区域及び工事用地等は保安設備（バリケード等）で閉めきり、公衆が容易に立ち入りできないようにすること。

## 5. 調 査 ・ 準 備

- ・ 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けること。また受注者は、測量結果（事前測量成果簿、施工図等）を監督員に提出すること。
- ・ 測量においては施工上の納まりや二次製品の収まり等を十分に検証し、設計図書に示されている数値では収まりに不具合が生じる事が予想される場合などは監督員に報告のうえ協議すること。
- ・ 地下埋設施設（上下水道、ガス管等）や通信施設（電柱等）があることが判明し

た場合は速やかに施設管理者と協議を行い、影響の有無などを確認すること。

- ・ 管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

## 6. 第三者に及ぼした損害

- ・ 工事の履行について第三者に損害を及ぼした場合は、受注者は宗像市工事契約約款第 29 条の規定により第三者の損害の補償をすること。また、補償額には補償契約に関する調査（事前調査は含まない）、補償費算定の委託費用も含むものとする。
- ・ 第三者に対する補償の窓口は受注者とする。ただし、委託費用に含む場合はこの限りではない。また補償金の支払いは、発注者は所定の様式にて支払い、受注者については領収書か、これに代わるものを発注者に提出すること。
- ・ 使用する道路や側溝、その他工事の影響を受ける恐れがあるものは写真撮影等により事前調査を実施すること。また、必要に応じて管理者と立会を行い、現状の確認を行うこと。

## 7. 諸法令の遵守

- ・ 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行うこと。なお、主な法令は「土木工事共通仕様書」を参照すること。

## 8. 施設管理

- ・ 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、監督員と協議すること。

## 9. 環境対策

- ・ 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- ・ 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は規定に従い対応すること。
- ・ 運搬路等については粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵を随時実施すること。

## 10. 受注者相互の協力

- ・ 受注者は、規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工すること。また、関連ある電力、通信、水道施設等の工事及び公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にもこれら関係者と相互に協力すること。

## 11. 施 工 条 件

- ・ 進入経路を唯一の生活道路としている住民各位の車輛等については工事関係車輛の通行等に伴い、著しく不都合が生じないように配慮すること。
- ・ 田畑などの耕作地で稲作等が行われている地域である場合は、施工においては耕作者（車輛等を含む）を優先すること。また、田畑部については作物の収穫を待って（耕作者の承諾を以って）着手すること。なお、農業用水の保全に努め、利害関係者（地元農事組合など）と十分に調整を計ること。
- ・ 「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事の場合は、セメント及びセメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。なお、試験に要した費用については設計変更の対象とするので、その費用について監督員に報告するものとする。
- ・ 掘削や床堀を行った後は速やかに埋戻を実施し、作業時間外までに埋戻が完了できない場合は保安施設により厳に遮断するなど安全対策は十分に実施すること。
- ・ 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用は、率計算として計上している。
- ・ 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物は、処分場で処理できる項目に仕分けを行い、搬出量の管理を行うこと。
- ・ ゴミの収集時間は避けて施工すること。
- ・ 道路照明灯の設置位置について地中埋設物（上水道管）が近接していることから、施工に先立ち試掘を実施し、埋設物の位置を確認のうえ、監督員と協議し設置位置を決定するものとする。
- ・ 起点部及び終点部における前工区及び現況道路との取付け並びに排水構造物の接続方法等については、現地状況を踏まえ、監督員と協議のうえ決定するものとする。

## 12. 建 設 発 生 土

- ・ 建設発生土処分地は別紙を参照すること。
- ・ 処分地の選定後は「建設発生土処分計画書」を提出し監督員の承認を得ること。施工後は「建設発生土処分地確認書」を監督員に提出するものとする。
- ・ 処分地までの運搬経路を監督員に報告すること。

- ・ 特別な理由がないかぎり設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間利用のため、発注者が処分地を指定する場合がある。この場合には処理費・運搬距離を変更する。
- ・ 搬出先の確認写真を監督員に提出すること。
- ・ 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認をすること。
- ・ その他関係法令を遵守すること。

### 13. 舗装版切断時に発生する濁水

- ・ 受注者は舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理すること。
- ・ 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提示すること。
- ・ 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。（14.設計内容の変更を参照）
- ・ 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提示すること。

### 14. 設計内容の変更

- ・ 諸官庁よりの指導、施工上の納まり、その他により設計内容を変更しようとする場合は、監督員などと協議し、発注者の指示に従うこと。なお、軽微なものについて工事費の増額は行わない。また、設計図書の差異等に起因しない場合や、受注者の都合による内容変更については工事費の増額は行わない。
- ・ 工期の延長は如何なる場合も認めない。ただし、不可抗力による損害（「土木工事共通仕様書」参照のこと。）に起因する場合や工事中止措置に伴う場合を除く。なお、その場合は速やかに工期延長に伴う契約変更を締結すること。

建設発生土・木材等の指定処分場 【1/2】

1 建設発生土

R8. 3. 24改訂

業者名	処分地所在地	受け入れ可能土質別								備考
		○：受入可能 ※：要協議 ー：受入不可								
		第1種 建設発生土	第2種 建設発生土	第3種 建設発生土	第4種 建設発生土	第3種 建設発生土 (混入物あり)	第4種 建設発生土 (混入物あり)	泥土a (浚渫土等)	泥土b (混入物あり)	
新門司砕石工業(株) 【青浜工場】	北九州市門司区 大字白野江字一葉谷494外	○	○	○	○	○	○	※	※	午前8時～午後4時まで受入可。土日祝日は受入不可。 一般廃棄物及び産業廃棄物の混入は一切無いものに限る。 有害物質を含まないこと。 混入する石の最大径は、300mm以下であること。 悪臭を放たないもの。 含水率が50%以下のもの。 コーン指数が400kN/m以下、その上を人が歩けない状態のものは受入不可。 建設発生土の適正な搬入に関し、必要があると認められるときは、搬入者の承認を得て排出場所の調査等を行うことができる。 天災、その他不可抗力のため、建設発生土の受入が不可能な状態が生じたときには、当社の指示に従わなければならない。 その他、特に当社が必要と認めた条件を満たすもの。 浚渫土砂の受入については、別途管理基準を設ける。 海上からの受入については別途要相談。
新門司砕石工業(株) 【喜多久工場】	北九州市門司区 大字喜多久字大迫23外	○	○	○	○	○	○	※	※	午前8時～午後4時まで受付受入可。土日祝日は受入不可。 異臭・汚泥・含水率の高いものは受入不可。
梅光産業(株)	北九州市門司区 大字喜多久字大迫18番外	○	○	○	ー	ー	ー	○	ー	午前8時～午後4時まで受付受入可。土日祝日は受入不可。 異臭・汚泥・含水率の高いものは受入不可。
(株)西村砕石所 【呼野工場】	北九州市小倉南区 大字呼野字猿ヶ畑943番地外	○	○	○	ー	ー	ー	※	ー	良質な土砂に限る。(コーン指数400kN/m以上、水分を切った土砂)
(株)西村砕石所 【蒲生工場】	北九州市小倉南区 大字南方字神谷700番地外	○	○	ー	ー	ー	ー	※	ー	良質な土砂に限る。(コーン指数800kN/m以上、水分を切った土砂)
(株)西村砕石所 【金辺作業所】	北九州市小倉南区 大字呼野字東山601-13番地外	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	良質な土砂に限る。(コーン指数800kN/m以上、水分を切った土砂)
(株)西村砕石所 【大谷工場】	北九州市八幡西区 大字畑551番地外	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後5時まで受入可。日祝日、会社指定休日は受入不可。 雨天時は受入中止。
双栄海運(株)	北九州市門司区 畑鹿嶋2341番地	○	○	ー	ー	ー	ー	○	ー	午後4時20分まで受入可。 含水比40%程度以上は受入不可。産業廃棄物の混入は受入不可。 第1種第2種建設発生土はコーン指数800kN/m以上。 浚渫土は、コーン指数600kN/m以上、含水比40%程度以下。 河川浚渫土は水切り後搬入。 トラックが上に乗れないものは受入不可。 泥土は受入不可。 場内は、最高速度20km/h以下で走行。 搬入出路は、指定経路の通行をお願いします。 係員の指示に従うこと。 建設発生土搬入券は、事前に現金にて購入。
(株)松尾組	北九州市八幡西区 字畑745番地	○	○	※	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後5時まで受入可。 第2・第4土曜日、日曜日、祝日、年末年始、夏季休暇は受入不可。 有害物質を含むもの、異臭を発生するものは受入不可。 一般廃棄物及び産業廃棄物が混入した土砂は受入不可。 含水比が高く積み荷の状態での上を歩けないものは受入不可。 その他、状態によっては受入不可。 改良土(セメント系・石灰系等)は受入不可。 前売りチケット制。
松島建材(株)	飯塚市八木山 字長倉2345番1外	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	
(有)第一建設工業 【犀川大坂土取場1】	京都府みやこ町 犀川大坂字赤道山1766-1外	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	午前8時～午後5時まで受入可。 産業廃棄物が混入しているもの、ヘドロ状のものは受入不可。
(有)第一建設工業 【犀川大坂土取場2】	京都府みやこ町 犀川大坂字赤道山1744-1外	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	午前9時～午後5時まで受入可。 産業廃棄物が混入しているもの、ヘドロ状のものは受入不可。
(有)大雄産業	京都府みやこ町 勝山箕田字新池10番2外	○	○	ー	ー	ー	ー	○	ー	重金属類等の基準値以下に限る。 水分含有量が低い土砂に限る。 目視にて混入物がある場合は受入不可。
中国物産(株)関門営業所	北九州市門司区 大字白野江字藤528番外18番	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後4時まで受入可。 当社カレンダーによる休業日(土日祝、当社指定日)は受入不可。 残土以外のものは受入不可。 含水比30%以下、自然石等は受入不可。
ひびき環境開発(株)JP管選 廃棄物処分場	北九州市若松区誓町三丁目29番	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時30分～午後5時まで受入可。土日祝日及び年末年始は、受入不可。 山土及び地山等の掘削土砂。 自然石で最大粒径300mm以下。 事前に土壌汚染の恐れがないことを確認したものを。 土砂の搬入については事前に事務所で所定の手続きを行うこと(約5日間程度かかる)
北設備工業(株) 久山リサイクルプラント	糟屋郡久山町山田2296-9	※	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後5時まで受入可。日曜日は受入不可。 夜間には受入不可。 持ち込み前に要連絡。
(株)幸信	飯塚市津島681番外	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後4時30分まで受入可。雨天時、日祝日、年末年始、お盆、GWは受入不可。 良質な土砂に限る。第1種建設発生土並みのコーン指数。 降雨で濡れた状態は受入不可。 一般廃棄物が混入した土砂は受入不可。 前日が降雨の日などは、搬入時は事前にチケットの購入をお願いします。
(株)岩城組	北九州市小倉南区 大字長行1792-21外	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後4時30分まで受入可。 日曜日、GW、お盆、年末年始は受入不可。 大雨等の雨天時・後や積雪時には受入を中止する場合があります。 産業廃棄物やごみの混入及び異臭を発生する土砂等は受入不可。 含水比の高い土砂、転圧等の施工性が確保できない土砂は受入不可。
岡垣砕石工業(株)	遠賀郡岡垣町 大字高倉2177番外	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	午前8時～午後4時30分まで受入可。日祝日は受入不可。 雨天時及びその翌日は受入中止。 コンクリート敷、腐葉土、泥土改良土、高含水比の土砂は受入不可。
(株)河本商事	京都府みやこ町 勝山長川字大迫392番地外	○	○	○	ー	ー	ー	○	ー	午前8時～午後5時まで受入可。 産業廃棄物が混入したものは受入不可。
eデザイン(株) eデザイン株式会社改良 土施設	宗像市池田字犬田1586	○	○	○	ー	※	ー	※	※	午前8時30分～午後5時まで受入可。 日祝日、第2土曜日は受入不可。 雨天時の受入は要協議。
(株)環境施設 【北九州プラント】	北九州市若松区 南二島4-2-1	※	※	※	※	ー	ー	ー	ー	

建設発生土・木材等の指定処分場 【2/2】

1 建設発生土（続き）

R8.3.24改訂

(有) プラマー	北九州市八幡西区 大字穴生字今池1494-1外	○	○	※	※	※	—	—	—	午前8時～午後4時30分まで受入可。第2・第4土曜日、日祝日は受入不可。 雨天時は受入中止。 有害物質を含むもの、異臭を発生するものは受入不可。 産業廃棄物及び塵芥草木混雑物、粘土質の土砂は受入不可。 雨等の悪天候及び土壌の状態によっては晴天時でも受入不可の場合あり（事前連絡をお願いします）。 含水比が高く、積荷の状態でその上を歩けないものは受入不可。 不明確なものは事前に問合せをお願いします。 砂は受入不可。
(有) 豊永重機建設	田川市大字位登1176番1外4筆	○	○	○	—	—	—	—	—	
(株) 裕商事	田川市大字 伊加利2186番7、2187番1	○	○	○	—	—	—	—	—	
金本建設	宗像市大穂606-1外	○	○	○	○	※	※	※	※	左記施設運営事業者に関係する工事に限る。
(株) 木村産業	田川郡福智町市場1155番地	○	○	○	—	※	—	—	※	午前8時～午後4時30分まで受入可。日曜、雨天及びその翌日、お盆3日～4日、年末年始8日は受入不可。 一般廃棄物が混じった土砂は受入不可。 環境に影響を与える汚染物が混入した土砂は受入不可。 事前に連絡し、土砂搬入権を事前購入。 ※1 草混じり土 ※2 建設汚泥は除く、改良して搬入
福岡建材（株） 東浜第2工場	福岡市東区東浜2丁目24-1 （住居表示 2丁目5-40付近）	○	○	—	—	—	—	—	—	24時間受入可（日曜、年末年始、夏季休業、GWを除く） 夜間受入（17時～7時）は3割増し

2 建設発生木材

業者名	処分地所在地	区分	備考
野坂建設（株）	遠賀郡遠賀町大字尾崎1712番地45	民間	伐採材：土砂・石の混入がないもの ※受入可能量：100t/日、2,500t/月
けがわか （株）英環境	宗像市河東字相原1番5号	民間	伐採材：長さ2m以下 伐採材：土砂・石の混入がないもの
（株）林田産業 【グリーンリサイクルセンター（中間処理場）】	福津市舍利蔵274	民間	伐採材：直径60cm以下、長さ2m以下 伐採材：直径60cm以上、土砂・石の混入がないもの

3 舗装版切断時に発生する濁水処理

業者名	処分地所在地	備考
（株）環境施設	筑紫野市大字山家2060-7 北九州市若松区南二島4-2-1 福岡市博多区立花寺字大浦273	
キノキカイ（株）	太宰府市北谷832-9	
樋口産業（株）	福岡市博多区千代6-87-10	
（株）リュウキ	中間市長津3-18-20	

## 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

### (個人情報の保護)

第1条 受注者及び業務従事者は、この契約による業務を行うための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宗像市条例第21号）の規定並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

### (個人情報の取扱い)

第2条 受注者及び業務従事者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害してはならない。

### (個人情報の収集)

第3条 受注者及び業務従事者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を収集するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

### (守秘義務)

第4条 受注者及び業務従事者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### (再委託)

第5条 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により本業務の一部を第三者に委託する場合は、宗像市個人情報事務取扱要領の規定により書面にて発注者に申請し、書面による承諾を得た後でなければ行うことができない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

### (個人情報の管理)

第6条 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 業務の遂行により個人情報を新たな様式、媒体等に記録した場合は、その様式、媒体のいかんを問わず、その処理については発注者の指示に従い処理すること。
- (6) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (8) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (10) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (11) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (12) 受注者は、保有個人情報の適正な取扱い、情報システムにおける安全の確保及び保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他区域の安全管理について必要な措置を講じなければならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7条 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の消去及び返却）

第8条 受注者及び業務従事者は、この契約に反する行為があったとき、委託に係る業務が終了したとき、委託期間が満了したとき、又は宗像市長からの委託の中止の通知があったときは、本業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、速やかに当該個人情報の消去及び媒体の返却を実施しなければならない。

- 2 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報の消去及び媒体の返却を実施する場合は、事前に消去及び返却すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去及び返却の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者及び業務従事者は、個人情報の消去に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報を消去する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者及び業務従事者は、個人情報の消去及び媒体の返却を行った後、消去及び返却を行った日時、担当者名及び消去及び媒体の返却の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9条 受注者及び業務従事者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第10条 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者が個人情報の秘密保護及び安全を確保するために必要があると認めた場合は、発注者が指定する職員を、個人情報を管理する施設へ立ち入らせて個人情報の管理状況その他これに関連する設備等の状態を検査することができる。

3 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び業務従事者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第11条 受注者及び業務従事者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第12条 発注者は、受注者及び業務従事者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合、又は個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律若しくは宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例に違反したときは、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者及び業務従事者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者及び業務従事者の故意又は過失を問わず、受注者及び業務従事者が本特

記仕様書の内容に違反し、又は個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律若しくは宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者及び業務従事者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第14条 受注者及び業務従事者は、この委託業務において、個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。違反して個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、個人情報の保護に関する法律又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による罰則が適用される。

(その他)

第15条 前各条以外の事項については、個人情報保護のために必要な限度において、発注者の指示に従わなければならない。